

岡崎市 I C T 調達ガイドライン付録

システム調達に関する標準仕様書

《共通編》	1
0 構成	1
1 開発・改修に関する仕様	1
(1) システム構成・プラットフォーム等に関する仕様	1
(2) パッケージシステム導入に関する仕様	1
(3) 開発言語に関する仕様	2
(4) システム連携に関する仕様	2
(5) ドキュメントに関する仕様	3
(6) プロジェクト管理に関する仕様	3
(7) 大量印刷に関する仕様	4
(8) 権利関係に関する仕様	4
2 ハードウェア・ソフトウェア調達に関する仕様	5
(1) パソコン・プリンタの調達に関する仕様	5
(2) 既存パソコン・プリンタ使用に関する仕様	5
(3) 実装アプリケーションに関する仕様	7
(4) 庁内ネットワークに関する仕様	8
3 セキュリティに関する仕様	10
(1) セキュリティポリシーの遵守	10
(2) ファイアウォール設置に関する仕様	10
(3) 各種実装すべき設定に関する仕様	10
(4) バックアップに関する仕様	11
(5) ぜい弱性への対応及びセキュリティパッチ適用に関する仕様	11
(6) データの保管に関する仕様	11
(7) セキュリティインシデントが発生した際の仕様	11
(8) 個人情報・特定個人情報を取り扱う業務における留意事項	12
(9) サプライチェーンのリスクに関する品質管理における仕様	12
4 運用保守に関する仕様	13
(1) 運用に関する仕様	13
(2) ハードウェア保守に関する仕様	13
(3) システム保守に関する仕様	13
5 グリーン IT 調達に関する考え方	14
6 その他	14
(1) 本仕様書の疑義について	14
(2) 本仕様書に定めのない事項について	14

《オンプレミス編》	15
1 機器等調達に関する仕様	15
(1) サーバ調達に関する仕様（新規調達）	15
(2) サーバに実装すべき設定	15
(3) 検証環境調達に関する仕様	15
2 ネットワーク機器に関する仕様	16
(1) サーバファーム接続に関する基本的な考え	16
(2) L2 スイッチの種別	16
(3) 各サーバファームスイッチの仕様	16
(4) L2 スイッチ等の選定	16
3 設置に関する仕様	17
(1) 設置場所の選定に関する仕様	17
(2) 庁舎内に設置するための仕様	17
4 岡崎市仮想基盤を利用する場合	20
《クラウド編》	21
1 クラウドサービスの利用についての考え方	21
2 庁舎外に設置するための仕様	21
(1) データセンタ施設	21
(2) ネットワーク	22

《共通編》

0 構成

本資料は、ICT 調達ガイドラインの付録資料であり、庁内で統一的に準拠すべき事項について、提案依頼や調達時の仕様書作成を容易にするように定めたものである。

本資料の構成として、共通すべき事項は共通編として、また主にオンプレミス構成にかかわるものはオンプレミス編、そして主にクラウド構成にかかわるものはクラウド編として構成し、記載する。

1 開発・改修に関する仕様

(1) システム構成・プラットフォーム等に関する仕様

システムを構築するプラットフォームは、クライアントサーバ方式ではなく、Web システム方式を原則とする。利用パソコン上にソフトウェアの導入が必要な場合は、システムを構築するプラットフォームに依らず、事前に岡崎市と導入ソフトウェアの動作環境及び運用管理方式について必ず協議すること。

庁内イントラネットで利用するシステムについては、デジタル庁の示す「ガバメントクラウド利用検討の基本的な考え方について」(<https://guide.gcas.cloud.go.jp/general/basic-concept/>) に基づき、まずガバメントクラウドの活用を検討し、システムの性質又は必要な機能の提供状況等によりガバメントクラウドの利用が適さない場合は、その他のクラウドを検討すること。ただし、機能面・非機能面でクラウドでのシステム構成が困難な場合は、岡崎市で保有している仮想基盤を利用することができるが、ライフサイクルコストを比較し SaaS、ASP の採用を優先的に検討すること。

なお、SaaS、ASP の場合、実体システムについて設置に関する基準やセキュリティの基準を満たすことが必要である。

本仕様は新規導入のシステムに関する事項であり、既存のシステムに影響を及ぼすものではないが、機器・システム更新の際は本仕様を原則適用すること。

(2) パッケージシステム導入に関する仕様

パッケージの採用は、既存業務の分析及び業務とのフィットアンドギャップを行い、システムを介した業務改革（BPR）を実施することにより、基本機能を大幅に変更しないことを基本とする。

なお、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき政令により定められた標準化対象事務（※）に係るシステムについては、国の標準仕様に準拠したシステムを採用しなければならないこと。

カスタマイズについては、当該機能を標準パッケージへ採用するなどの対応により、制度改正等の際に容易かつ安価にバージョンアップが可能となるように努めること。

なお、カスタマイズを検討する前に、業務内容の見直し、アドオン開発及び EUC の利用等を検討し、極力岡崎市独自のシステムとならないように努めること。

新たに導入するシステムで使用するフォントについては、原則、行政事務標準当用明朝フォントを使用すること。ただし、行政事務標準文字に準拠したフォントであれば、情報システム課に相談の上、当該フォントを利用することも可とする。なお、文字に関してはデジタル庁の示す「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」を参考とすること。

ただし、システムで上記条件のフォントを使用する際に構築や保守等で追加費用が発生する等の使用するための条件が発生する場合において、氏名、住所等に外字を使用していない又は厳密に字形が求められないシステムのときは、上記条件のフォント以外の標準的なフォントを利用することも可とする。

また、現行システムの改修等により引き続き岡崎市フォントを使用する場合は、JISx0208 の字形であることに留意すること。

※ 標準化対象事務（令和 7 年 4 月時点）

児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

(3) 開発言語に関する仕様

システムを開発する言語については、開発実績や開発要員の少ない言語、ベンダ独自の言語は採用しないこと。

特に、ベンダ独自の言語は後日の調達の公平性が損なわれ、費用の高止まりの原因となるため採用しないこと。

(4) システム連携に関する仕様

システム連携に使用するインターフェイスについては、特定のベンダに依存しない技術で開発し、必ず仕様を公開すること。

また、「政府相互運用性フレームワーク（GIF）」に準拠するよう努めることとし、標準化対象業務システム及び当該業務とデータ連携を行うシステムにおいては、デジタル庁の「データ要件・連携要件標準仕様書」に対応すること。

その他の岡崎市が保有する既存のシステムとの連携が必要な場合は、別紙「岡崎市データ連携基盤 連携機能利用ガイドライン」を参照のうえ遵守すること。ただし、「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携や、連携の仕組み及びデータ項目等に疑義がある場合は、岡崎市に問い合わせること。

なお、既存のシステムについてはシステム改修・更新までの間、現状のとおりとする

が、その際の基準は次のとおりとする。

- ア 提供データの仕様確定については、岡崎市と作業範囲、作業分担、スケジュール等について岡崎市と事前に協議すること。
- イ 提供データ形式は原則 **Unicode** とし、岡崎市と事前に協議すること。受領データ形式についても同様とする。
- ウ 提供データからのデータ変換が必要な場合は自システム内にて行い、データ変換において外字等の同定が必要な場合は受託者側で行うこと。
- エ 後日連携データを一括してチェックすることができること。

(5) ドキュメントに関する仕様

設計書、設定手順書及び運用手順書等のドキュメントは原則開発・改修の都度メンテナンスできる形式で作成・納品しなければならない。一般的には **MS-WORD**、**MS-EXCEL** 等で修正できる形式を用いて作成するものとし、ベンダ固有のツール等を用いた作成は禁止とする。

なお、開発、改修及び保守に際し、ドキュメントの修正を必ず行うこと。

(6) プロジェクト管理に関する仕様

プロジェクトは次に示す項目等について明確にし、「プロジェクト計画書」を作成し、その管理を行わなければならない。

- ア 本事業の目的
- イ 期待される効果
- ウ 前提条件
- エ 制約条件
- オ 作業範囲と役割分担
- カ 達成目標と達成基準
- キ 想定されるリスクとそのマネジメント方法
- ク 成果物
- ケ 成果物作成に係る作業項目の分解（WBS）
- コ プロジェクトの開始日と終了日の確定およびスケジュールと主要作業の節目（マイルストーン）の設定
- サ コミュニケーション計画とそのマネジメント方法
- シ プロジェクト全体のマネジメント方法

また、プロジェクトの規模に応じ、定例会議等においてプロジェクトの管理状況を報告すること。

(7) 大量印刷に関する仕様

システムから出力される大量の帳票については、岡崎市の提供する大量印刷用の高速プリンタ（A4 判約 136 頁／分）を使用することができる。使用条件、利用許可及びプリンタ仕様については、岡崎市に確認すること。

オープンシステムからのプリンタへの入力、PDF 形式を原則とする。ただし、一度に 3 万頁（A4 判）以上を出力する場合は、原則外部委託ができるようにシステム対応すること。

いずれの場合においても、後日のリプリントについて考慮すること。

(8) 権利関係に関する仕様

権利関係について次のとおり定める。ただし、本仕様は必ず契約書にも再度明記する必要があることに留意するとともに、特別な事情により本仕様で充足できない場合は、岡崎市に事前に確認すること。

ア 著作権の取扱い

パッケージシステム等特別な場合を除き、成果物にかかる権利（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権を無償で譲渡すること。ただし、従前より受託者が著作権を有する著作物の著作権は、受託者に留保される。

譲渡又は改変の許諾をした著作物に対し、著作者人格権はいかなる場合においても行使しないこと。

イ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権の使用に関する取扱い

特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を使用する際は、その使用に関する一切の手続き及び責任を負わなければならない。ただし、当該権利の使用が岡崎市の指示による場合はこの限りでない。

ウ 契約不適合に関する取扱い

契約不適合責任の期間については、調達案件や要件により異なるケースが想定されるため本仕様としては標準期間を示さない。ただし、年次処理や、法改正等の事前改修等のケースにおいて、本稼働以前に契約不適合責任の期間が経過することが無いよう、また複数回（最低 2 回以上）の処理が行えるよう設定すること。この期間については、契約前に岡崎市と合意のうえ決定すること。

2 ハードウェア・ソフトウェア調達に関する仕様

(1) パソコン・プリンタの調達に関する仕様

原則、庁内イントラネットに接続するパソコン及びプリンタについては新規調達せず、既存のものを利用する。ただし、特別な事情があり、パソコン及びプリンタを新規調達する場合は、原則オープン製品を調達することとし、その仕様は岡崎市の既存のパソコン及びプリンタの最新の調達仕様に準拠したものとする。

なお、特別な事情があり当該仕様に準拠できない場合は、仕様との差異及びその理由を示し、岡崎市と事前に協議すること。

(2) 既存パソコン・プリンタ使用に関する仕様

岡崎市の保有するパソコン及びプリンタは下表のとおりであり、システムの導入や機能追加等にあたっては、動作環境として考慮すること。

また、システム導入等にあたり新たにパソコン及びプリンタの購入、入替及び機能向上の措置は行わないため、事前に導入する業務主管課の環境を調査し、提案すること。

岡崎市ではファイル暗号化システムを導入しているため、岡崎市の保有するパソコン内にデータ又はアプリケーションを保存し、システムから閲覧又は実行する必要がある場合は、Cドライブ内（ユーザープロファイルのデスクトップ及びダウンロードフォルダを除く。）に保存すること。ただし、Cドライブに保存することに問題がある場合は、岡崎市と事前に協議すること。

システムが対応しなければならないクライアント OS 及びブラウザは、Windows10（64ビット版）及びMicrosoft Edge（Chromium ベース）とすること。ただし、インターネット接続の際の対応ブラウザは、Google Chrome を基本とする

なお、クライアント OS を令和7年度中に Windows11 に移行する予定のため、Windows11 にも対応すること。

また、対応オフィス製品は、Office2019LTSC とする。

機種名	スペック、OS 概要
Lenovo ノートパソコン ThinkPad E15	Intel Corei5-10210U 1.6GHz -4.2GHz 15.6 インチ FHD(1920×1080) IPS 液晶 メモリ 8GB 内蔵ディスク SSD 256GB Windows 10 Professional 64bit(SAC) Microsoft Office Professional Plus 2019LTSC
Lenovo ノートパソコン ThinkPad L13	Intel Corei5-10210U 1.6GHz -4.2GHz 15.6 インチ FHD(1920×1080) IPS 液晶 メモリ 8GB 内蔵ディスク SSD 256GB Windows 10 Professional 64bit(SAC) Microsoft Office Professional Plus 2019LTSC

HP 2in1 タブレットパソコン Elite x2 G4	Intel Corei5-8265U プロセッサ 1.6-3.9GHz 13 インチワイド (3 : 2) WUXGA+ (1920×1280) マルチタッチモニター メモリ 8GB 内蔵ディスク SSD 256GB VMware Horizon Client ※閉域 SIM 回線で、VDI 専用として利用
Fujitsu 2in1 タブレットパソコン ARROWS Tab 7Q13A2	Intel Corei5-1145G7 プロセッサ 2.60-2.61GHz 13.3 インチ 表示解像度 FHD (1920×1080) タッチパネル メモリ 8GB 内蔵ディスク (SSD) 256GB Windows 10 Professional 64bit(SAC) Microsoft Office Professional Plus 2019LTSC
Lenovo ノートパソコン ThinkPad E14 Gen 5 AMD	AMD Ryzen 5 7530U 2.0GHz 6C/12T 16MBL3 LED バックライト付 14.0 型 WUXGA IPS 液晶 (1920 x 1200)、光沢なし メモリ 16GB 内蔵ディスク (SSD) 256GB Windows 10 Professional 64bit(SAC) ※Windows11 からダウングレードして利用 Microsoft Office Professional Plus 2019
Lenovo ノートパソコン ThinkPad E16 Gen 1 AMD	AMD Ryzen 5 7530U 2.0GHz 6C/12T 16MBL3 LED バックライト付 16.0 型 WUXGA IPS 液晶 (1920 x 1200) 、光沢なし メモリ 16GB 内蔵ディスク (SSD) 256GB Windows 10 Professional 64bit(SAC) ※Windows11 からダウングレードして利用 Microsoft Office Professional Plus 2019
富士フイルムビジネスイノベーション A4 モノクロプリンタ ApeosPort®-VII P4022	A4 まで印刷可能。 両面印刷可能。
富士フイルムビジネスイノベーション モノクロ複合機 ApeosPort 2560、3570、4570	A3 まで印刷可能。 両面印刷可能。
富士フイルムビジネスイノベーション カラー複合機 Apeos C2570、C3570、C4570、C5570、C6570	A3 まで印刷可能。 両面印刷可能。

(共通ソフトウェア)

Microsoft Edge (Chromium ベース)
Google Chrome
Microsoft .NET Framework
7-Zip(x64)

Adobe Acrobat Reader DC
WinShot
アタッシェケース
VLC メディアプレーヤー
ARCACLAVICE Ways(x64)
RS OLFACE
NFC Port Software
岡崎市フォント
Data Clasys UserClient
Sakura editor
SkyPDF Viewer 8
IBM Big Fix Client
SKYSEA Client View
WithSecure Elements Agent
LOCK STAR-Sgate
Docuworks 9.1
VMware Horizon Client

※ バージョンは常に変動するため、事前に確認すること。

(3) 実装アプリケーションに関する仕様

ア アプリケーション・ミドルウェアの相性

実装するアプリケーションについて、既にインストールされているアプリケーション及びミドルウェアとの相性を事前に評価すること。既にインストールされているアプリケーション等に起因して発生する問題は、原則導入システム側にて原因を究明し、対処すること。

イ ライセンス

岡崎市で利用する他システムの追加ライセンスや余剰ライセンスが利用できる場合は、その使用を考慮すること。

特にボリュームライセンス、ガバメントライセンス及びアカデミックライセンス等の設定があるものについては、その使用を考慮すること。

また、マイクロソフト社のライセンスは岡崎市にて管理しているので、必ず確認すること。

※ マイクロソフト社のライセンスについてはクライアント OS を除き、全てガバメントオープンライセンス等を使用するので、手続きについては岡崎市に相談すること。

ウ アプリケーションの動作権限

庁内イントラネット用パソコンで動作させるアプリケーションは、すべて制限付きユーザーアカウントで動作させること。なお、アプリケーションの動作のために、各ユーザーに対して制限付きユーザーアカウント以上の特権は決して付与しないため、アプリケーションの動作権限を適切に把握しなければならない。

(4) 庁内ネットワークに関する仕様

ア 出先機関からの庁内イントラネット接続

主要拠点（支所等）における庁内イントラネットへの接続については、光専用線を使用している。

それ以外の出先機関（美術博物館、浄水場、保育園等の本庁舎以外の部署）においては、ミクスネットワークの CATV 網を利用したインターネット VPN 又は NTT の フレッツ・グループ網を使用した IP-VPN である。

仮想デスクトップ基盤方式（VDI 方式）を採用しており、各ユーザーはサーバ上の仮想的なデスクトップ環境で作業を行っている。このため、出先機関に端末等を設置し、VLAN を設定する必要がある場合は、岡崎市と事前に協議すること。

また、ソフトウェア等のインストールが必要な場合は、サーバへのインストールが必要なため、岡崎市と事前に協議すること。

なお、提案するシステムは、VDI 環境での動作を確認したうえで提案すること。

また、出先機関に設置された庁内イントラネット用の VPN 機器の接続口に限りがあり、設置場所により、接続機器等の新規導入が必要になる場合もあるため、留意すること。

主な回線の速度は、次に示すとおり。

(ア) 光専用線

光ケーブル（上り下り 100Mbps）

(イ) ミクスネットワーク

光インターネット（上り下り最大 1 Gbps）

(ウ) NTT 西日本

フレッツ ADSL（下り最大 47Mbps 上り最大 5Mbps）

フレッツ光ネクスト又は光プレミアム（上り下り最大 100Mbps）

イ 庁内イントラネットから LGWAN 接続

庁内イントラネットから LGWAN への接続については、専用線を使用し冗長化しており、回線帯域については主系が帯域確保型 100Mbps、従系がベストエフォート型 100Mbps である。

また、岡崎市では基幹系システム等を LGWAN-ASP で利用している。

LGWAN を利用するシステムを導入する場合は、既存の LGWAN-ASP で利用しているシステムに影響が無いような設計や運用とすること。

ウ 庁内イントラネットからインターネット接続

庁内イントラネットからインターネットへの接続については、インターネット利用専用のサーバを介し、アプリケーションラッピング方式を利用して行っており、庁内イントラネット内に設置されたシステムから、インターネットへ接続することができないことに留意する。

また、庁内イントラネットから SaaS、ASP といったクラウドサービスを利用する場合も、インターネット利用専用のサーバを介し、仮想アプリケーションを利用して接続を行う関係上、容易にアプリケーションや証明書をインストールすることができないことに留意する。

なお、平成 29 年 4 月から愛知県自治体情報セキュリティクラウドの運用が開始され岡崎市も参加している。インターネット接続に関する仕様の検討に当たっては、岡崎市と事前に協議すること。

3 セキュリティに関する仕様

(1) セキュリティポリシーの遵守

本業務の実施にあたっては、岡崎市情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保できる体制の整備や、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた環境にて作業すること。

(2) ファイアウォール設置に関する仕様

庁内イントラネットで利用するシステムについては、IP アドレス及びポートによる制限を岡崎市が行うため、システム独自のファイアウォールの導入は原則不要とする。そのため、導入システムを使用する機器の IP アドレス及び使用ポートを岡崎市に事前に報告すること。

なお、岡崎市が設置するファイアウォールの仕様については、セキュリティ上公開できないため、守秘義務を課した上で別途開示する。

庁内イントラネットで利用するシステム以外については、システムの利用形態に応じて、ファイアウォールを個別システムにて導入すること。この場合において、導入時の設定については、導入費用の中に含むものとし、稼働後の運用方法については、設定変更の頻度や設定内容等を岡崎市と協議すること。

(3) 各種実装すべき設定に関する仕様

ア アクセス制限

各システムの利用形態に基づき、適切なアクセス制限を設定しなければならない。アクセス制限の実現方法は、各システムの持つ特性とシステムで使用するデータの重要度によって、適切なものを選択すること。

イ パスワード

各システムのパスワードは、OS に初期設定されているログイン名及びパスワードを使用しないこと。なお、SQL server 等のデータベースを使用する際に用いられる管理者のパスワードについても、初期設定のパスワードを変更すること。

ウ リモートアクセス

庁内イントラネット外からのリモートアクセスは認めない。

なお、庁内イントラネット内からのリモートアクセスは、サーバ類のメンテナンスを実施する場合等に限り考慮する。ただし、許可にあたっては、マシン室への入退室、メンテナンス作業の利便性及びセキュリティに対するメリット・デメリットを総合的に勘案した上で判断するため留意すること。

エ 特権 ID

ドメインアドミンなどのイントラネット上の特権 ID の付与は認めない。

各システム単体における特権の付与は、各システムの個別要件による。ただし、特

権 ID の設定に際しては、初期値から必ず内容変更するものとする。

オ 使用ポート番号制限

通信時に使用するポート番号は、原則制限する。

使用ポートの制限は、各ネットワーク機器（ファイアウォール、L3 スイッチ等）のフィルタリングによる。ただし、使用ポートが多い又はランダムにポートを使用するソフトウェアを導入する場合は、この限りでない。

(4) バックアップに関する仕様

システムで取得するバックアップに関して、岡崎市で保有している仮想基盤を利用するシステムの場合は、同仮想基盤にてバックアップを取得するため、バックアップ機器の調達は原則不要とする。

それ以外のシステムの場合は、システムの利用形態等を勘案し仕様を決定すること。

(5) ぜい弱性への対応及びセキュリティパッチ適用に関する仕様

OS メーカー等が行う、ぜい弱性への対応として発行されたセキュリティパッチ等の適用については適用の可否の確認を最大 3 か月以内に行い、その適用が安定的なシステム運用に支障をきたす場合は、速やかに岡崎市に通知すること。この場合においても、サービスパック等の重大な影響を及ぼすものについては最大 1 年以内、それ以外のものについては最大 6 か月以内に適用できるように対応する。ただし、外部に公開接続する場合又は重大な事情があると認められる場合は、この限りでない。

この対応が求められる期間は OS 等のサポート期間中とし、独自の基準を定める場合は、岡崎市と事前に協議し承認を得ること。

なお、適用方法・作業については運用・保守契約等の有無によって違いがあるため、標準仕様としては示さない。

(6) データの保管に関する仕様

外部媒体によるデータの保管および交換については、庁舎内の施錠可能な場所を除き出力データ又は外部媒体に暗号化を施すことを必須とする。ただし、相手方の仕様による場合や法令等によりデータ形式が決まっている場合等で暗号化が不可能なときはこの限りでないため、保管の方法も含めて、適切な対応を岡崎市と事前に協議すること。

(7) セキュリティインシデントが発生した際の仕様

ア 基本的な考え方

セキュリティインシデントが発生した際は、インシデントの大小を問わず、直ちにシステムを所管する課等の長（以下「情報セキュリティ管理者」という。）に報告

すること。

当該報告後に、情報セキュリティ管理者から岡崎市のインシデントの統一的な窓口（岡崎市情報セキュリティ 110 番）に報告されるため、システムを所管する課等及び当該窓口である情報セキュリティ部門と対応を協議すること。

なお、ウイルス感染等の迅速な対応を求められる案件については、インシデント発生時の一次対応を行った後、速やかに情報セキュリティ管理者に報告すること。

イ インシデント報告

インシデント事例の対応が完了した後、速やかに情報セキュリティ管理者に対して、書面によりインシデント対応報告を行うこと。インシデント対応報告は、発生日時、発生内容、発生原因、影響範囲、改善対応、情報漏えいの内容及び件数並びに経過記録を明記すること。

(8) 個人情報・特定個人情報を取り扱う業務における留意事項

個人情報・特定個人情報を取り扱う業務システムについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

また、業務遂行により得た書類、情報等については善良なる管理者の注意を持ち、知り得た知識、情報等を第三者に漏らしてはならない。これは、契約終了後又は契約解除後も遵守しなければならない。ただし、公知の情報、受託者が従前より保有している情報については、この限りでない。

(9) サプライチェーンのリスクに関する品質管理における仕様

システムの構築及び運用保守について、岡崎市の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされること。

また、システムに岡崎市が意図しない変更が行われるなどの不正が見つかった際に、追跡調査や立入り検査等によって、岡崎市と連携して原因を調査し、排除する手順及び体制が整備されていること。

4 運用保守に関する仕様

(1) 運用に関する仕様

システム運用は、運用手順及びスケジュールに基づいて運用されなければならない。
省エネの観点からも電源管理、運用管理を行い、24 時間 365 日運転は必要と認められる場合以外は実施しない。

無人にて運用する場合は、運用管理・監視ソフトを導入する等の対策を施す必要があること。

岡崎市において運用するシステムについては、詳細な運用手順書を整備しなければならない。

なお、運用を委託する場合は、運用適用の範囲、作業内容及び障害対応の迅速性等を明確にして行わなければならない。これは、派遣オペレータ等の活用においても同様に考慮すべきであること。

(2) ハードウェア保守に関する仕様

機器の保守については、システムの運用時間やシステムの重要度等を判断したうえで適切なサービスレベルを設定すること。

定期保守、時間外保守については必要性、費用対効果を明らかにしたうえで行うこと。

障害時の自動通報サービスを行う場合は、SNMP による監視や、SMTP を使用したメール自動発報とし、独自仕様のプロトコルによって、監視及び自動通報は行わないこと。

また、外部からの遠隔保守については、原則禁止とするが、システムの重要性が高く、一定レベル以上の継続運用・可用性が必要と認められる場合、岡崎市の求めるセキュリティレベルの確保を条件に岡崎市が例外的に認める場合があるので、岡崎市と事前に協議し承認を得ること。

(3) システム保守に関する仕様

システム保守についてはシステムの運用形態、重要度、法改正の頻度、サポートの内容を十分に検討し、その仕様を明確にした上で行うこと。

頻繁な訪問保守や、保険型の保守はそのサービス実績及び内容並びに費用対効果を明確にし、導入の必要性を明らかにしなければならない。

常駐型の保守契約は保守費用の高騰の原因となるため、業務の特性及び重要性並びに費用対効果等を明確にしたうえで行うこと。

また、保守内容は、毎年度、定期的に見直すこと。特に、運用実績を考慮しながら、保守内容の妥当性を、継続的に検討しなければならない。

5 グリーン IT 調達に関する考え方

グリーン IT 調達については本仕様として指定していないが、環境に配慮したうえで情報技術の活用を行うことは必要である。以下に示す物品については環境に配慮した製品の調達を目指すものとする。

ア サーバハードウェア

イ パソコン

ウ ディスクストレージ

エ プリンタ

オ ネットワーク機器

また、RoHS 規制に対応した製品を選定することも、可能な限り考慮すること。

6 その他

(1) 本仕様書の疑義について

本仕様書は、現状及び今後予測される状況を踏まえて、原則を記載している。一律的に適用できない例外については、岡崎市に事前に協議のうえ許容する場合があるが、事前の協議がない場合は例外を認めない。また、疑義が生じた場合は、都合のよい解釈をせず、岡崎市に照会しなければならない。

(2) 本仕様に定めのない事項について

本仕様書は標準的な記載が可能な事項、又は既に標準的に実施されている事項について記載している。本仕様書に定めのない事項で、一般的に環境により異なる基準がある場合は、必ず岡崎市と事前協議を行うこと。

《オンプレミス編》

1 機器等調達に関する仕様

(1) サーバ調達に関する仕様（新規調達）

サーバを新規に調達する場合は、原則オープン製品を採用し、次の表の仕様を満たす機器を用いること。

仕様	要件
筐体形状	EIA（米国電子工業会）規格に準拠する 19 インチサーバラックに搭載可能な 1 サーバあたり 2 U 以内とする。搭載するラックは事前に確認し、治具等を準備すること。重量については設置場所の床重量要件を確認すること。
プロセッサ	業務要件を満たす能力を有すること。
バックアップ装置	バックアップに関する仕様を参照すること。
メモリ容量	業務要件を満たす能力を有すること。
電源装置の容量	電源使用に関する仕様を参照し、過不足のない構成とすること。
無停電電源装置（UPS）の設置	接続電源を確認し、CVCF に接続する場合は不要。 自家発電機に接続する場合は、自家発電機起動（概ね 40 秒以内）まで電力供給できる容量を考慮する。ただし、構成により特別な電源管理に必要な場合は、電源管理を行う機器のみに接続することができる（岡崎市と協議要）。 また、接続電源の容量を考慮し選定すること。 UPS の選定においては、接続機器の有効電力に基づき選定するものとする。（力率：0.6～0.7）
冗長構成	I/O 系、電源、N/W、メモリ、プロセッサ等、業務継続の重要度に応じ、最低限の冗長構成をとること。過剰な冗長構成は費用面、環境面からも好ましくないので避けること。
HW 保守期間	構成するハードウェアの故障時のサポート期間がシステム稼働から 5 年間以上であること。

※ 本仕様では要件を充足できない場合は必ず岡崎市と協議し、仕様の変更を行うこと。

なお、システムライフサイクル、ソフトウェアのライセンス形態や機器の用途を考慮し過剰な構成は行わないこと。

(2) サーバに実装すべき設定

サーバの設定に関しては構築時に岡崎市と協議の上、決定すること。

なお、設定情報については、ドキュメントとして納品すること。

(3) 検証環境調達に関する仕様

検証環境専用のハードウェアの調達は原則行わず、岡崎市が用意する仮想基盤内に構築するものとする。構築に必要な OS・ソフトウェアは調達を要するため、仕様を岡崎市に確認すること。

ただし、ハードウェア等に依存する機器の接続等が必要な場合はこの限りでない。

2 ネットワーク機器に関する仕様

(1) サーバファーム接続に関する基本的な考え

各システムの導入要件により接続口数等を考慮するため、接続にあたっては岡崎市と事前に協議すること。

このことから、サーバを2台以上導入する場合は、集線機器（L2 スイッチ等）が必須となるため、留意すること。

(2) L2 スイッチの種別

各システム導入後の運用管理において SNMP を使用する場合は、インテリジェント・スイッチを選定すること。

なお、各サーバファーム接続口の死活監視（例：リンクダウン等の検出）については、岡崎市において実施可能であるため、事前協議すること。

また、SNMP 等の機能を使う予定がなければ、ノンインテリジェント・スイッチを採用すること。

(3) 各サーバファームスイッチの仕様

庁内イントラネット側のサーバファーム接続スイッチの仕様は次のとおり。

ア LAN 種別…、100BASE-T、1000BASE-T（サーバ側による）

イ オート MDIX…自動

ウ ケーブル種別…UTP

エ LAN 速度…オートネゴシエーションによる。

(4) L2 スイッチ等の選定

L2 スイッチ等の選定にあたっては、各システムに要求される可用性を適切に考慮し、MTBF（平均故障間隔）も指標としながら、機器の選定を行うこと。

なお、冗長化構成の実装は、各システムの許容できるダウンタイムを客観的に想定した上で必要な場合のみ実装すること。

3 設置に関する仕様

(1) 設置場所の選定に関する仕様

庁舎内に機器を設置する場合は、設置場所を岡崎市と事前に協議し、「(2) 庁舎内に設置するための仕様」に基づき機器選定及び設置をすること。その際に、疑義がある場合は必ず岡崎市に確認をすること。

なお、これらの作業にあたっては事前に岡崎市と協議し、円滑な設置の実施に努めること。

また、設置基準に反した場合は、設置を拒むこともあるため留意すること。

機器等の詳細な基準は、「(2) 庁舎内に設置するための仕様」のとおりであるが、基準に適応させることが難しい場合は、岡崎市と事前に協議し承認を得ること。

(2) 庁舎内に設置するための仕様

ア ラック設置仕様

- (ア) ラックの設置場所は岡崎市の指定した場所とする。
- (イ) ラックは、19 インチラック（42U・EIA 規格）を選定すること。
- (ウ) マシン室は、OA フロアである。OA フロアパネルの重用荷重、搭載機器重量に留意する。

なお、搭載機器の重量が重用荷重を超える場合は、ラック設置用架台をコンクリート面に対して水平にアンカーボルト据付し、その上にラックを設置しなければならない。

- (エ) ラック設置の際は、耐震性を考慮し、コンクリート床面にアンカーボルト据付を行うこと。スタビライザー等による耐震措置は、将来的な設置スペースを考慮し、原則実施しない。
- (オ) ラックを固定する際に用いる取付ボルト又はアンカーボルトは、水平力及び鉛直力を考慮し、適切な品質なものを選定しなければならない。
- (カ) 既存ラックにサーバ類を設置する際は、取付用ネジ穴に留意すること。サーバ類の取付金具とラックのピッチは事前確認し、適切な金具を選定すること。
- (キ) 既設ラックにサーバ類を設置する際は、サーバ及びネットワーク機器の奥行を考慮し、最低限の保守性を考慮した上で、据付ラックを選定すること。
- (ク) ラックの据付時間は、岡崎市と事前に協議し決定すること。特に、騒音の発生する作業（コンクリートへのアンカーボルトの打込み等）は、作業時間が限定されるため留意すること。

イ 電源容量

- (ア) 岡崎市には、一般的に一般回路、自家発電回路及び無停電電源回路（CVCF）の3系統がある。
- (イ) 3系統とも、100V20A である。

- (ウ) 200V の電源利用など電源容量の増設が必要となる場合においては、停電や稼働システムの調整等が必要となるため、必ず岡崎市と事前に協議し許可を得ること。

ウ 設備種別

- (ア) 電気系統の選定については、各設置機器の使用用途を考慮し、岡崎市と事前に協議の上、選定すること。
- (イ) 自家発電回路を選定した場合は、必要に応じ UPS を設置することで停電に備えること。
- (ウ) 原則、システムの可用性が高く要求されるシステム（停止が市民サービスや職員の事務に著しい影響を与えるシステム）は、CVCF 回路を選定すること。
- (エ) 一般回路は、サーバ類用に原則として選定しない。ただし、回路の電源容量増設が必要等により、やむを得ない場合はこの限りでない。

エ マシン室工事に関する仕様

(ア) 搬入・搬出

- a 機器の搬入、搬出にあたっては、既設構造物に損傷を与えないように、必要な養生を実施すること。特に、重量物を運搬する際は、床面（自動ドアレール等）に対して損傷を与えないように留意すること。
- b 機器の搬入、搬出の際は、搬送日時及び運搬車両等の必要な情報を岡崎市に連絡し、事前に承認を得なければならない。
- c 機器を据付場所まで運搬する際は、機器を水、湿気及び衝撃から保護するために必要な措置を施すこと。

(イ) 電源工事

- a 電源工事の実施にあたっては、各庁舎の電気主任者と事前協議し、適切な施工方法を採用しなければならない。
- b システム導入における電気設備工事は、分電盤からの 2 次工事を対象とし、分電盤までの 1 次工事に関しては別途岡崎市と事前に協議するものとする。ただし、各個別システムの導入に際して 1 次工事は実施しないため、電源容量等の関係で、1 次工事が必要な場合は、費用負担又は機器構成の見直しを考慮しなければならない。
- c 分電盤からの 2 次工事の際は、機器の据付対象となる箇所まで、電気主任者の指示する経路により、電線を敷設すること。
- d 電線の先端には、設置機器のプラグに適応した電源タップ又はコードコネクタボディを適切に接続すること。

なお、コードコネクタボディの接続にあたっては、ボディ本体の品質（プラグ差込み部分の耐摩耗性等）が高いものを選定し、適切に接続しなければならない。

(ウ) LAN 配線

- a LAN ケーブルは、ツイストペアケーブルを用い、原則として UTP ケーブル

とすること。ただし、用途によって、**STP** ケーブルを選択する場合は、可否を判断するため岡崎市に事前に協議すること。

なお、**STP** ケーブルを使用する際は、新規に導入する接続機器等が **STP** のシールドを適切にアースできることを確認し、必ずアース処理を実施すること。

- b LAN ケーブルは、カテゴリ 5e 以上を選定すること。ただし、ギガビットイーサネットでの使用、ノイズ耐性及び配線の取回し等を勘案し、適切な製品を選定しなければならない。

- c 配線は、原則として **OA** フロア下を実施すること。

なお、配線は、床下へのころがし配線とし、ケーブルの支持は行わないものとする。

- d 配線は整然と敷設し、既設配線（電流電線）からの影響を極力受けないように、適切な間隔を確保すること。

- e 配線時は、ケーブルの許容曲げ半径に留意して配線すること。

- f サーバ及びネットワーク機器間の LAN 配線の際は、LAN ケーブルの接続口付近に、接続先を明示したタグを貼り付けること。

(イ) 耐震（災害対策）

- a 機器の据付けにあたっては、据付箇所と機器の重量に留意すること。特に、重量の大きい機器を据付ける際は、ラック等の下部から据え付けるものとし、地震等による水平方向の振動に耐えられるよう留意すること。

- b 自立型機器を設置する場合は、地震等による振動で水辺移動もしくは転倒等をしないように、簡易的な固定措置を実施すること。

- c 機器の設置にあたっては、地震等の振動により機器が転倒したとしても、誘導障害が発生しないように、適切な間隔を保つこと。

(ロ) マシン室入退室に関する仕様

マシン室入退室に関する事項は岡崎市の定める運用規則に従うこと。ただし、同規則は運用時について特に定めるものであり、システム導入時及び緊急時には、岡崎市と体制を含め、事前に協議すること。

4 岡崎市仮想基盤を利用する場合

岡崎市仮想基盤を利用してシステムを構築する場合は、次に掲げる仮想基盤利用上の前提条件に留意すること。

- (1) 新システムを構築、運用する上で必要な仮想マシンに必要なリソース、CPU コア数、メモリ数、HDD 容量を検討時に岡崎市へ提示し、相談すること。実装するリソースについては、構築時に再度、岡崎市と協議し決定することとするが、既存資産の有効活用のため、必要最小限のリソースで構築することに努めること。

なお、テスト稼動及び本稼動後の状況から、リソースが不足すると判断される場合には、再度岡崎市とリソースの見直しについて協議すること。

- (2) 仮想基盤の仮想化ソフトウェアは VMware vSphere 6 であり、岡崎市がライセンスを所有するサーバ OS (Windows Server 2019) を利用することも可とする。

なお、岡崎市では DB ソフトウェア (Oracle Database SE2) のライセンスを所有しているが、この DB ソフトウェアを使用する場合は、別の仮想化ソフトウェア (Windows Server 2019 Hyper-V) を利用することとする。

また、ウイルス対策ソフトについては、岡崎市が所有するものを利用することとする。

システムにアクセスする端末数や、同時利用数については、業務主管課と構築業者で決定して提示すること。

- (3) 仮想基盤上に当システムの仮想マシンの構築、ウイルス対策ソフトのインストールまでを岡崎市の業務とし、その後に必要な各種ソフトウェア等のインストール (インストールメディアの準備を含む。) 及び設定は構築業者が行うものとする。

- (4) 新システムのバックアップについては、原則岡崎市が所有する仮想基盤にて日次で行うため、システム側では行わず、調達にバックアップ用ソフトウェア等は含めない。ただし、システム側でバックアップが必要な場合は岡崎市と事前に協議すること。

- (5) 新システムの構築及び、構築後の保守等については、岡崎市が準備する端末から行うこととし、外部からのリモート接続によるものは認めない。

- (6) 新システムを構築する仮想基盤について疑義等がある場合は、岡崎市と事前に協議すること。

- (7) システムの運用・保守、維持管理については、実施に長時間を要するような特殊な技術を用いることなく容易に行えること。

なお、仮想基盤で行う日次バックアップの時間帯 (AM0:00 から AM6:00 頃まで) に処理を行わないこと。

- (8) システムを利用するためにポートの開放・DNS の登録などが必要な場合は、事前に岡崎市に申し出ること。

なお、ポートの開放を申請する場合は、申出時にポートの用途、通信の種類 (TCP/UDP) 及び最初の通信の方向 (原則クライアントからサーバの片側のみ) 等の必要な情報を提供すること。

《クラウド編》

1 クラウドサービスの利用についての考え方

アプリケーションについて、SaaS、ASP といったクラウドサービスを利用する場合は、導入検討にあたって従来の自庁導入型システムで導入した場合との比較（ランニングコスト、性能、設置スペース、電源容量及び利便性等）をするとともに、そのメリットとデメリットについても検討すること。

(1) カスタマイズ（範囲・課金体系）

カスタマイズできる範囲やカスタマイズに関する料金体系・追加費用発生の考え方などについて明確にすること。

(2) 仕様変更

機能の追加などによる仕様変更を行う場合は、一定の予告期間をもって岡崎市へ通知すること。仕様変更の際、機能の減少やサービス品質の低下が発生する場合は、岡崎市と協議のうえ受託者の責任において必要な対応を行うこと。

2 庁舎外に設置するための仕様

庁舎外に機器を設置する場合（データセンタの利用）は事前に岡崎市と次の事項について仕様調整を行うこと。ただし、ガバメントクラウドの場合はこの限りでない。

(1) データセンタ施設

ア 設置場所

- (ア) 岡崎市で取り扱う情報の重要性・機密性から日本国内法が適用される国内にデータセンタを設置すること。
- (イ) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）等、国際標準の認証を取得しているデータセンタであること。
- (ウ) システム監査や障害対応の際、岡崎市職員が立ち入り可能なデータセンタであること。

イ セキュリティ対策

(ア) 入退出管理

サーバ室等への入退出を管理・記録するため、本人認証を実施していること。

(イ) 鍵の管理

サーバ室への出入口及びサーバラック等の鍵を定められた場所に保管し、管理は特定者により行われていること。

また、台帳等により鍵の貸出・返却が記録されていること。

(ウ) 監視

監視カメラを設置し、撮影された映像を一定期間保存すること。監視カメラの設置に当たっては、死角のないように設置されていることが望ましい。

(エ) 破壊対策

サーバ室への出入口には十分な強度を持つ防火扉を設置し、破壊等による不正侵入が防止されていること。

(オ) 警備

警備員を常駐させていること。

ウ 災害対策

(ア) 電源の維持

停電や電力障害が生じた場合に電源を確保するための対策を講じていること。

(イ) 火災、避雷、静電気からの防護

火災報知・通報システム及び消火設備が設置されるとともに、消火設備の使用による汚損の対策が講じられていること。

また、避雷、静電気からの防護のための対策を講じていること。

(ウ) 建物の災害対策

地震・水害に対する対策を講じていること。

(エ) 空調

設置されている機器等による発熱を抑えるために十分な容量の空調が設置されていること。

(2) ネットワーク

ア 通信

(ア) 性能

将来的に予想される利用者増加を想定して、ネットワークの帯域性能は、業務に耐えられる範囲まで拡張できること。

(イ) 耐災害性

大規模な災害・事故などによる障害から回避するため、冗長化など必要な対応がされていること。

(ウ) セキュリティ

不正アクセスなどのセキュリティインシデント予防の観点から、暗号化及びVPN等を用いた独立した閉域網とすること。

また、侵入検知(IDS)を導入するなど、安定運用のための対策も考慮することが望ましい。

(エ) 拡張性

将来の帯域増大に対応できる回線網を選択すること。IPv4アドレスとIPv6アドレスが共存した状態でのサービス提供及び移行を可能とすること。

イ 運用

(ア) 運用管理

原則 24 時間 365 日の保守体制がとれること。ISMS 及び ITSMS(ISO/IEC200

00/ITIL)等に基づく運用管理業務が提供できること。

(イ) 性能管理

システム全体の構成管理を実施することで、トラフィック情報などを継続的に監視し、適切なサービス維持ができること。

(ウ) 障害対応

障害発生時早急にサービス復旧に向けた対応がとれる体制であること。

岡崎市 I C T 調達ガイドライン付録

標準仕様書

Ver. 2.3

2010 年 6 月 7 日 (Ver1.0)
2011 年 4 月 1 日 (Ver1.1)
2012 年 1 月 18 日 (Ver1.2)
2012 年 11 月 29 日 (Ver1.3)
2014 年 10 月 14 日 (Ver1.4)
2015 年 4 月 1 日 (Ver1.5)
2017 年 4 月 1 日 (Ver1.6)
2019 年 4 月 1 日 (Ver1.7)
2019 年 4 月 1 日 (Ver1.8)
2021 年 7 月 15 日 (Ver1.9)
2022 年 6 月 1 日 (Ver2.0)
2023 年 1 月 14 日 (Ver2.1)
2024 年 5 月 17 日 (Ver2.2)
2025 年 6 月 30 日 (Ver2.3)